令和元年度 第 9 回高士区地域協議会 次 第

日時:令和2年2月20日(木)午後6時30分~

会場:高士地区公民館 2階 中会議室

会議時間:60分

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議 題
 - (1) 令和 2 年度地域活動支援事業 採択方針等の確認について
 - (2) 次期委員への申し送り事項について
- 4 その他
 - ○地域協議会に関する意識調査

提出期限:4月20日(月)まで

提出方法:返信用封筒による送付、メールによる提出、中部まちづくり

センターへの持参のいずれかにより提出をお願いします。 ※メールによる提出を希望される方は、下記のアドレスに 件名を「地域協議会に関する意識調査(氏名)」とした

メールを送信してください。

E-mail: chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

5 閉 会

資料1

令和2年度

(案)

地域活動支援事業 応募の手引き(高士区)

- ★ 私たちの地域を私たち自身でより住みやすくする「まちづくり活動」への支援を 行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、 まちづくり活動に取り組んでみませんか。

募集期間

4月1日(水)から4月27日(月)まで(必着)

高士区で募集する取組(募集テーマ)

高士区の課題解決と更なる活性化のため、下記のテーマを特に募集します。

- ●集まれ!子育て世代 ~子育て世代の活動を応援します~
- ●人を呼べる新たなまつり
- ※上記のテーマに適合する事業は、特定事業として共通審査基準に 5点の加点を行います。(共通審査基準の詳細は、2ページ目に記載しています。) また、上記のテーマ以外に、【これから新たに行う取組】と【これまで継続的に行われてきた】についても広く募集します。

高士区の予算額など

【高士区の予算(配分額)490万円】

補助率:10/10(100%)以内 補助下限額:1万円(1万円以上の事業が対象)

補助希望額の総額が予算額(配分額)に満たない場合であっても、審査により減額する場合があります。

- ・補助金額は、高士区の予算額(配分額)の範囲内で定めます。
- ・助成事業の補助金の額は千円単位です。(千円未満の事業費は、応募団体等の負担となります。)
- ・提案事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助希望額どおりとなら ない場合があります。

提案事業の審査と決定など

- ・事業の採択や補助額等は、高士区地域協議会の会議で審査を行い、決定します。
- ・審査は、次の3つの視点に基づいて行いますので、これらを考慮の上、提案してください。



1つ目の視点!! … 基本審査

『基本審査』とは、提案事業が地域活動支援事業の目的と合致しているか(地域課題の解決や地域活性 化につながるか)を確認します。



2つ目の視点!! … 高士区の採択方針

『採択方針』とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じて、どのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにしたものです。高士区で募集する取組は、1ページ目の**【高士区で募集する取組**】で確認してください。



3つ目の視点!! ・・・・ 共通審査基準

『共通審査基準』とは、全市共通の項目と視点による審査です。項目及び配点は下記のとおりです。

審査項目	審査の視点	配点
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか・全市的な方向性と合致しているか・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	10 点
②必要性	・地域の課題解決やあるいは活力向上に効果が見込まれる取組であるか・地域の実情や住民要望に対応したものか・緊急性の高い提案事業であるか・ほかの方法で代替できないものであるか・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、 その規模も必要な限度となっているか	5 点
③実現性	・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか	5 点
④参加性	・提案事業の実施にあたり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できる ものか	10 点
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか ・助成事業等の終了後における自立性や発展性は期待できるか ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか	5 点

※高士区地域協議会では、審査にあたり、疑問点などを提案者にお聞きするため、全ての事業について『ヒアリング』を行います。(日程等は別途ご案内します。)なお、土木工事など提案内容によっては、必要に応じて現場での説明もお願いする場合があります。

対象となる事業など

★事業の内容

団体の皆さんなどが身近な地域の課題解決や、活力向上のために、主体的に取り組む活動に対し、市 が補助金を交付します。

★提案できる人

5人以上で構成し、市内で活動する法人または団体の皆さんです。新しく立ち上げた団体等も対象となります。

★事業の実施期間

令和3年3月31日まで(経費の支払い、実績報告書の提出を含む)

※ ご注意ください!!

地域活動支援事業は、身近な地域での課題解決や、活力向上のために行う事業であれば、種類や分野 を問わず対象となりますが、**下記の事業は対象外です**。

- ① 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ② 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ③ 公序良俗に反する事業
- ④ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業 (事業計画の策定や推進のための会議など)
- ⑥ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

事業の対象とならない経費

- ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費(提出資料のコピー代や郵送代など)
- ② 提案団体等の運営に要する経費(人件費・事務所の家賃・振込手数料など)
- ③ 提案団体の構成員が飲食を行う経費(事業者の弁当代やイベント終了後に行う懇親会の食事代など)※ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。
- ④ 会議に参加した人へのお茶代・菓子代
- ⑤ 金券(商品券・サービス券等)などの発行にかかる経費(個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。)
- ⑥ その他、対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

詳しくは【中部まちづくりセンター】までお問合せください。

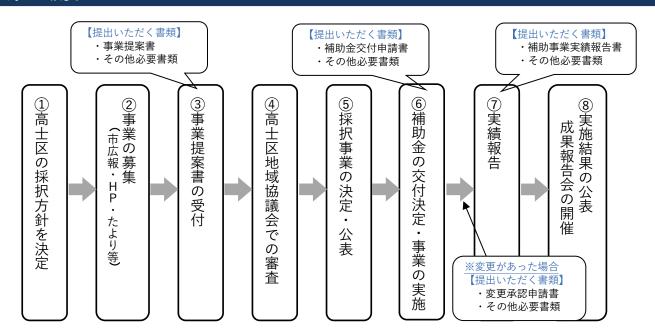
- lacktriangle 応募にあたっては、「地域活動支援事業に関する $\mathbf{Q\&A}$ 」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ご不明な点がある場合や、書類の作成にお困りの場合は、中部まちづくりセンターへお気軽 にご相談ください!

応募方法

所定の**事業提案書**に必要事項を記入し、**資料(団体の規約、見積書、図面など)**とあわせて、**中部まちづくりセンターに持参**してください。

- ・補助金の交付前に事業に着手した場合(事業提案書の提出日以降に限る)も対象とします。 ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助希望額どおりにならない場合があります。
- ・市有地や市の施設を利用する事業を提案するときは、中部まちづくりセンターへ事前にご相談く ださい。
- ・自己所有地以外の土地を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。(交付申請の際に、土地の所有者等の承諾書が必要となる場合があります。)
- ・事業提案書、Q&A、補助金交付申請書等の用紙は、中部まちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

事業の流れ



事業の紹介・公表

提案いただいた事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に 情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。また、実施した事業について、事例集の 作成や成果発表会を予定していますので、事業を提案される場合は、あらかじめご承知おきください。

ご相談・ご応募先はこちらです!

担当する地域自治区

事 務 所

所 在 地

高士区・新道区・春日区・

諏訪区・津有区

中部まちづくりセンター

上越市土橋 1914-3 (上越市市民プラザ 2 階)

☎ 025-526-1690 (直通)

〒943-0821

E-mail: chubu-machi@city.joetsu.lg.jp



上 越 市

自治・市民環境部 自治・地域振興課

令和2年度地域活動支援事業 特定事業への加点措置について

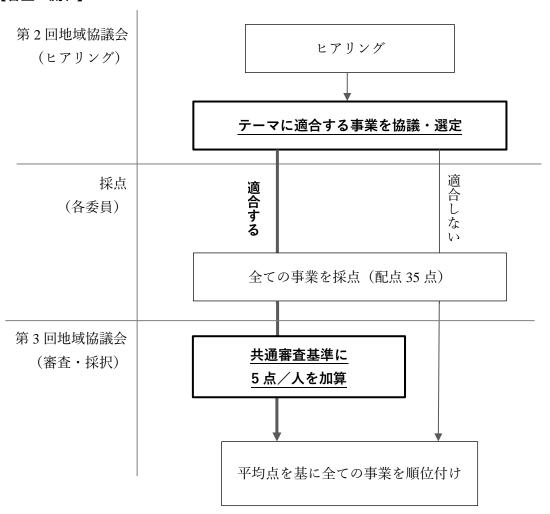
【特定事業への加点措置】

・「集まれ!子育て世代 ~子育て世代の活動を応援します~」と「人が呼べる新たなまつり」 のテーマに適合すると地域協議会が判断した事業は、<u>共通審査基準の点数に 5 点/人を加算</u> する。

【任期 4 年間の採点状況 (35 点満点/人)】

		H28	H29	H30	R1
①最高点		31.1 点	29.6 点	31.2 点	30.2 点
②平均点		25.5 点	23.9 点	26.5 点	24.5 点
	①との得点差 (②-①)	▲5.6 点	▲5.7 点	▲4.7 点	▲5.7 点
③最低点		16.6 点	16.2 点	21.6 点	16.3 点
	②との得点差 (③-②)	▲8.9 点	▲7.7 点	▲4.9 点	▲8.2 点

【審査の流れ】



高士区地域協議会 活動報告 (平成28年度~令和元年度)

地域活動支援事業

審查状況

	H28	H29	Н30 [※]	R1	
配分額	4,900千円	4,900千円	4,900千円	4,900千円	
提案件数	16件	14件	15件	15件	
提案額	5,912千円	6,016千円	5,640千円	5,214千円	
採択額	4,900千円	4,900千円	4,900千円	4,900千円	

[※]H30は追加募集を実施

自主的審議事項

人口減少の抑制

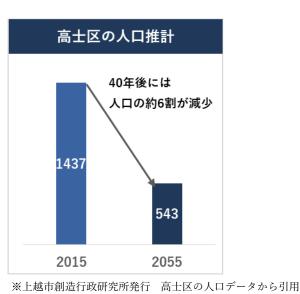
高十区における人口減少を抑制するため、空き家の活用による 人口減少の抑制策を協議してきた。

【協議経過】

- ・高士地区町内会長協議会による 空き家・空き地調査
- ・地域おこし協力隊の導入検討
- ・地域協議会内における方策検討

【協議結果】

平成29年から協議を行ってきたが、令和 元年度に当テーマにおける審議を中止した。



その他の活動内容

高士スポーツ広場の廃止に関する諮問

平成30年1月9日に、施設の老朽化が著しく、近隣に同様の機 能を有する施設が複数があることから、高士スポーツ広場の廃 止に関する諮問が行われた。

〇高士区地域協議会の答申(回答)

高士スポーツ広場の廃止について、適当と認めます。

体育館及び研修室について、解体工事までの間に、施設に何 らかの危険があると認められた場合は、速やかに解体等を行い、 安全を確保してください。

○答申に対する市の回答

体育館及び研修室については、周辺環境に影響を及ぼすこと のないよう安全確保に努めるとともに、可能な限り早期に建物 を解体します

地域との意見交換会

地域の声を把握するため、意見交換会を開催した。

①高士の未来づくり懇談会(H28・H29)

高士区の現状や課題を把握するため、 地域住民との懇談会を開催した。



②雄志中学校生徒との意見交換会(H28・H29)

雄志中学校生徒が行っているワークショップの結果報告を受け、 若者から見た地域について把握した。

高士区地域協議会 次期委員への申し送り事項

1	由	1 2 土	11	事項	レ	1+
Τ	₩	レ区	ソ	尹垬	\subset	W

- ・任期満了にあたり、現委員による考えを次期委員へ申し送るもの。
- ・申し送り事項の扱いは、次期委員が決定するため、強制力はない。

2 高士区地域協議会の申し送り事項

・各項目について、活動経過を踏まえ、次期委員に申し送る事項を協議する。 (例) これまで現委員で共有してきたルールや次期委員へ協議してほしいこと等

(<u>1</u>)地域活動支援事業			
採択方針や審査方法に明記されたものもの以外で、申し送る事項はあるか。			
申し送り			
(2)自主的審議事項			
これまでの協議経過以外で、申し送る事項はあるか。			
申し送り			
事項			
(3)その他の活動内容			
上記の事項以外で、申し送る事項はあるか。			
申し送り			
事項			